

道州制ビジョン懇談会への意見

08.12.22 堺屋太一

ビジョン懇談会で決定すべきことの第一は、「地域主権型道州制」の概念です。ここで重要なのは、次の点でしょう。

- (1) 国の役割は、中間報告に定められた 16 項目に限定すべきか。これが明確でなければ、今後の議論は一切進まない。
- (2) 国の官公庁組織のあり方
「権限無きところに組織無し」の原則に従った、国の組織の概要を決める必要がある。
- (3) これを掘り下げていくと、道州間の垂直財政調整の余地は無い、と考えられる。道州間調整は、道州間調整財源を確保し、道州間協議で行うべきである。これを崩せば、国の政策関与が厳しくなり、地域主権型は画餅に帰すだろう。
- (4) 本日の会議においては、委員等の認識を一致して頂くために、地域主権型道州制下における国の組織のあり方について集中討議して頂きたい。
- (5) すべてを考える上で重要なのは「東京」の扱いである。

東京（その範囲は、①都心 5 区～10 区、②23 区、③都域全部、の 3 案がある）は、税収が高く人口も多い。これを、

(イ) 関東州に入れると、途方無く豊かで巨大な州ができる。

(ロ) 自立した「州」待遇とする。

(ハ) 国直轄のワシントン D.C.にする。

の 3 案が語られているが、その何れを取るかによって、国税の規模、道州間格差、道州の性格の違い、地方分権への道筋など一切が変わる。東京が日本の首都機能を維持するか否かに関わらず、東京の地位を明確にしないと、地域主権型道州制の骨格が決まらない。

本日の会議では、上記 5 点を集中討論して頂きたい。